

土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 2 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定に基づく特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 2 8 条第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土庄町特定居住支援法人指定申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名及び住所を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第 2 9 条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 町税の滞納がないことを証する書類
- (10) その他町長が必要と認める書類

(支援法人の指定)

第 3 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 2 8 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 2 9 条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (3) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (4) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有す

ること。

(5) 申請者が、第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(7) 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(8) 申請者に町税の滞納がないこと。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年以内とする。

3 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、土庄町特定居住支援法人指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、土庄町特定居住支援法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ土庄町特定居住支援法人業務変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに土庄町特定居住支援法人業務廃止届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、所在地、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、毎事業年度開始前に、その事業年度の法人名簿、事業計画書及び収支予算書を町長に提出しなければならない。

2 支援法人は、毎事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出しなければならない。

（改善命令）

第7条 町長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第30条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 町長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が法第30条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、土庄町特定居住支援法人指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

土庄町長 殿

法人の所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

土庄町特定居住支援法人指定申請書

土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 2 条の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、次の書類を添え、申請します。

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名及び住所を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 町税の滞納がないことを証する書類
- 10 その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

土庄町長

土庄町特定居住支援法人指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、次のとおり土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により特定居住支援法人として指定します。

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の所在地：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

土庄町長 殿

法人の名称又は商号
代表者氏名

土庄町特定居住支援法人名称等変更届出書

土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により
届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の所在地 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□にレ印を記入してください。

土庄町長 殿

法人の名称又は商号
代表者氏名

土庄町特定居住支援法人業務変更届出書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた特定居住支援法人の業務の内容を変更するので、土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

土庄町長 殿

法人の名称又は商号
代表者氏名

土庄町特定居住支援法人業務廃止届出書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた特定居住支援法人の業務を廃止したので、土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

土庄町長

土庄町特定居住支援法人指定取消書

年 月 日付け 第 号で行った土庄町特定居住支援法人の指定について、土庄町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条により、次のとおり取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定の取消しの理由	